

議案第1号

令和5年度船橋市一般会計補正予算

令和5年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,004,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,181,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
40	地方交付税	5,308,900	2,327,862	7,636,762
	10 地方交付税	5,308,900	2,327,862	7,636,762
60	国庫支出金	47,886,913	152,868	48,039,781
	10 国庫負担金	36,981,130	150,467	37,131,597
	15 国庫補助金	10,779,563	2,401	10,781,964
65	県支出金	16,809,518	204,919	17,014,437
	10 県負担金	10,992,510	75,233	11,067,743
	15 県補助金	4,478,598	129,686	4,608,284
80	繰入金	11,498,906	△1,052,225	10,446,681
	10 基金繰入金	11,311,306	△1,052,225	10,259,081
90	諸収入	9,204,852	20,847	9,225,699
	35 雑入	5,444,132	20,847	5,464,979
95	市債	9,768,000	2,350,000	12,118,000
	10 市債	9,768,000	2,350,000	12,118,000
歳 入 合 計		236,177,489	4,004,271	240,181,760

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	議会費	984,500	7,000	991,500
	10 議会費	984,500	7,000	991,500
15	総務費	21,207,830	96,000	21,303,830
	10 総務管理費	17,513,281	62,000	17,575,281
	15 徴税费	1,654,700	14,000	1,668,700
	20 戸籍住民基本台帳費	1,331,829	16,000	1,347,829
	25 選挙費	532,260	2,000	534,260
	35 監査委員費	126,660	2,000	128,660
20	民生費	108,206,680	1,278,802	109,485,482
	10 社会福祉費	41,796,592	30,000	41,826,592
	15 児童福祉費	48,847,068	1,223,802	50,070,870
	20 生活保護費	17,547,920	25,000	17,572,920
25	衛生費	23,944,251	46,223	23,990,474
	10 保健衛生費	16,979,901	23,000	17,002,901
	15 清掃費	6,964,350	23,223	6,987,573
35	農林水産業費	678,479	8,000	686,479
	10 農業費	574,439	8,000	582,439
40	商工費	5,991,853	2,000	5,993,853
	10 商工費	5,991,853	2,000	5,993,853
45	土木費	22,900,700	47,639	22,948,339
	10 土木管理費	726,040	8,000	734,040
	15 道路橋りょう費	3,986,520	23,000	4,009,520
	20 河川費	1,861,400	3,000	1,864,400
	30 都市計画費	15,336,350	12,639	15,348,989
	35 住宅費	966,240	1,000	967,240
50	消防費	7,471,818	76,000	7,547,818
	10 消防費	7,471,818	76,000	7,547,818
55	教育費	26,126,178	2,442,607	28,568,785
	10 教育総務費	5,968,170	37,249	6,005,419
	15 小学校費	3,489,440	1,000	3,490,440
	20 中学校費	2,227,970	2,077,954	4,305,924
	25 高等学校費	1,357,070	258,064	1,615,134
	35 社会教育費	5,214,580	57,340	5,271,920
	40 保健体育費	7,676,778	11,000	7,687,778
歳 出	合 計	236,177,489	4,004,271	240,181,760

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	防災無線整備事業	24,500
20 民生費	15 児童福祉費	認定こども園運営費補助事業	3,200
		小規模保育事業	2,400
		保育所運営費補助事業	34,400
25 衛生費	15 清掃費	清掃センター塵芥収集事業	74,207
45 土木費	15 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	151,934
		交通安全施設整備事業	297,000
55 教育費	20 中学校費	体育館整備事業	2,076,954
	25 高等学校費	施設整備事業	248,064

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ひとり親家庭高校生キャリア支援事業業務委託料	令和5年度～令和6年度	22,667千円
学習バス運行业務委託料	令和5年度～令和6年度	94,351千円
市民ギャラリー・茶華道センター指定管理料	令和5年度～令和7年度	48,375千円

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
ごみ運搬車整備事業	46,800	8,400	55,200
橋りょう整備事業	187,100	18,000	205,100
中学校建設事業	130,900	2,075,600	2,206,500
高等学校建設事業	169,800	248,000	417,800

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	9,768,000	2,350,000	12,118,000

議案第2号

令和5年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

令和5年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
20	市債	0	576,000	576,000
	10 市債	0	576,000	576,000
歳 入 合 計		184,000	576,000	760,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	576,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

議案第3号

令和5年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	20,010,818千円	660,000千円	20,670,818千円
第1項 医業収益	17,860,100千円	660,000千円	18,520,100千円
支 出			
第1款 病院事業費用	20,010,818千円	660,000千円	20,670,818千円
第1項 医業費用	19,720,000千円	660,000千円	20,380,000千円

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第4号

令和5年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,801,360千円は、減債積立金492,837千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257,322千円、過年度分損益勘定留保資金88千円及び当年度分損益勘定留保資金6,051,113千円で補填するものとする。)

(科)	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	12,543,888千円	81,422千円	12,625,310千円
第1項	企業債	6,855,300千円	70,500千円	6,925,800千円
第4項	負担金	737,378千円	10,922千円	748,300千円
支 出				
第1款	資本的支出	19,345,160千円	81,510千円	19,426,670千円
第1項	建設改良費	9,507,930千円	81,510千円	9,589,440千円

(継続費の補正)

第3条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下 処理 管 整 備 事 業 水 場 棟 業	4,212,400	令和2年度	101,662	4,462,400	令和2年度	101,662
				令和3年度	836,308		令和3年度	836,308
				令和4年度	1,646,377		令和4年度	1,646,377
				令和5年度	1,628,053		令和5年度	1,709,563
							令和6年度	168,490

(企業債の補正)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下水道事業	6,855,300	70,500	6,925,800

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第5号

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年船橋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 <u>令和5年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の230を乗じて得た額に、同月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6箇月 100分の100</u> <u>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日か

ら施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の非常勤特別職報酬条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与</p>	<p>(給料)</p> <p>第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与</p>

上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員(第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(児童相談所に勤務する職員、消防職員及び医療職給料表の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2及び3 (略)

(期末手当)

第28条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条の4 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時

上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員(第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(消防職員及び医療職給料表の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2及び3 (略)

(期末手当)

第28条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条の4 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時

<p>間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	525,200	

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		

77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				

	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 136,100	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	240,900	271,600	286,000
	2	158,800	209,700	242,400	273,200	287,900
	3	159,900	211,400	243,800	274,700	289,700
	4	161,000	212,900	245,200	276,300	291,500
	5	162,100	214,400	246,400	277,800	293,300
	6	163,200	216,200	248,000	279,500	294,900
	7	164,400	217,900	249,500	281,300	296,300
	8	165,500	219,600	250,900	283,100	297,700
	9	166,600	221,100	252,000	284,800	299,200
	10	167,700	222,600	253,400	286,700	301,200
	11	168,800	224,100	254,900	288,500	303,200
	12	169,900	225,600	256,200	290,300	305,000
	13	170,900	226,800	257,500	292,100	306,700
	14	172,300	228,200	258,700	293,700	308,600
	15	173,600	229,600	259,900	295,100	310,500
	16	174,900	231,000	261,100	296,500	312,300
	17	176,100	232,400	262,300	298,000	314,000
	18	177,600	234,000	263,600	300,000	316,000
	19	179,100	235,500	264,900	302,000	318,000
	20	180,700	236,900	266,200	303,800	319,900
	21	181,800	238,100	267,600	305,500	321,600
	22	183,200	239,700	269,100	307,400	323,600
	23	184,600	241,200	270,700	309,300	325,600
	24	186,000	242,600	272,200	311,100	327,600
	25	187,300	243,600	273,800	312,800	328,800
	26	189,600	245,100	275,500	314,800	330,800
	27	191,800	246,400	277,100	316,800	332,700
	28	194,000	247,600	278,700	318,700	334,700
	29	196,200	248,700	280,300	320,400	336,600
	30	197,900	249,700	281,800	322,400	338,500
	31	199,400	250,600	283,300	324,400	340,400
	32	200,900	251,500	284,800	326,400	342,300
	33	202,400	252,400	285,900	327,600	344,100
	34	203,800	253,300	287,500	329,600	346,000
35	205,200	254,100	289,000	331,500	347,800	

36	206,600	254,900	290,500	333,500	349,600
37	208,000	255,600	291,900	335,400	351,100
38	209,300	256,700	293,500	337,300	352,500
39	210,600	257,900	295,100	339,200	353,900
40	211,900	259,000	296,700	341,100	355,400
41	213,200	260,200	298,200	342,900	356,900
42	214,400	261,400	299,800	344,800	357,700
43	215,600	262,500	301,300	346,600	358,700
44	216,700	263,600	302,800	348,400	359,700
45	217,800	264,700	304,400	349,900	360,600
46	218,900	265,800	306,000	351,300	361,700
47	219,900	266,900	307,600	352,700	362,600
48	220,900	267,900	309,100	354,200	363,600
49	221,800	268,900	310,000	355,700	364,500
50	222,700	269,900	311,500	356,500	365,200
51	223,600	270,900	313,000	357,500	365,900
52	224,500	271,800	314,600	358,500	366,500
53	225,400	272,700	316,200	359,400	366,900
54	226,300	273,600	317,800	360,500	367,500
55	227,200	274,500	319,300	361,400	368,200
56	228,100	275,400	320,800	362,400	368,900
57	228,900	276,300	322,200	363,300	369,200
58	229,800	277,200	323,400	364,000	369,900
59	230,700	278,100	324,500	364,700	370,600
60	231,500	279,000	325,600	365,300	371,200
61	231,800	280,000	326,300	365,700	371,500
62	232,600	281,000	327,200	366,300	372,100
63	233,300	281,900	328,000	367,000	372,800
64	233,900	282,800	328,800	367,700	373,400
65	234,500	283,300	329,600	368,000	373,700
66	235,200	284,000	330,000	368,700	374,300
67	235,800	284,700	330,600	369,400	375,000
68	236,300	285,600	331,300	370,000	375,600
69	236,800	286,600	332,100	370,300	376,000
70	237,300	287,400	332,800	370,900	376,500
71	237,800	288,200	333,500	371,600	377,100
72	238,400	289,000	334,100	372,200	377,600
73	238,900	289,700	334,600	372,500	378,100
74	239,400	290,200	335,200	373,100	378,700
75	239,900	290,600	335,700	373,800	379,200
76	240,400	291,000	336,300	374,400	379,500

77	240,900	291,200	336,600	374,800	379,900
78	241,400	291,500	337,100	375,300	380,400
79	241,800	291,700	337,500	375,900	380,800
80	242,300	292,000	337,900	376,400	381,200
81	242,800	292,200	338,300	376,900	381,600
82	243,300	292,400	338,800	377,500	382,100
83	243,800	292,700	339,300	378,000	382,500
84	244,300	292,900	339,800	378,300	382,900
85	244,700	293,200	340,100	378,700	383,300
86	245,200	293,500	340,500	379,200	383,800
87	245,600	293,800	341,000	379,600	384,200
88	246,000	294,100	341,400	380,000	384,600
89	246,400	294,400	341,700	380,400	385,000
90	246,800	294,800	342,100	380,900	385,500
91	247,200	295,100	342,600	381,300	385,900
92	247,600	295,500	343,000	381,700	386,300
93	248,000	295,700	343,200	382,000	386,700
94	248,500	295,900	343,600		387,200
95	248,800	296,200	344,100		387,600
96	249,100	296,600	344,500		388,000
97	249,400	296,800	344,700		388,400
98		297,100	345,100		388,900
99		297,500	345,500		389,300
100		297,900	345,800		389,700
101		298,100	346,100		390,100
102		298,400	346,500		390,600
103		298,800	346,900		391,000
104		299,100	347,300		391,400
105		299,300	347,800		391,800
106		299,600	348,200		392,300
107		300,000	348,600		392,700
108		300,300	349,000		393,100
109		300,500	349,500		393,500
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			

	117		302,900			
	118		303,100			
	119		303,400			
	120		303,700			
	121		304,100			
	122		304,300			
	123		304,600			
	124		304,900			
	125		305,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円 164,600	円 185,400	円 240,100	円 253,700	円 254,600	

備考 この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	179,800	193,900	274,900	303,200	408,500
	2	181,300	196,000	277,200	305,800	410,000
	3	182,900	198,100	279,500	308,600	411,500
	4	184,400	200,300	281,600	311,000	412,900
	5	186,000	202,400	283,800	313,300	414,200
	6	188,000	204,500	286,000	315,400	415,600
	7	189,800	206,600	288,200	317,500	417,000
	8	191,700	208,700	290,300	319,600	418,400
	9	193,400	210,900	292,400	321,600	419,800
	10	195,600	213,300	294,700	323,800	421,200
	11	197,600	215,600	297,000	326,100	422,600
	12	199,600	217,800	299,100	328,400	423,900
	13	201,700	220,200	301,300	330,600	425,200
	14	203,800	221,900	303,100	332,400	426,600
	15	205,900	223,400	304,900	334,200	428,000
	16	208,000	224,900	306,600	335,900	429,400
	17	210,200	226,600	308,200	337,600	430,600
	18	212,400	227,900	310,400	339,600	431,900
	19	214,600	229,100	312,500	341,600	433,100
	20	216,400	230,400	314,800	343,600	434,400
	21	218,600	232,100	316,800	345,600	435,500
	22	220,200	233,800	319,000	347,200	436,700
	23	221,700	235,500	321,200	348,800	438,000
	24	223,200	237,100	323,500	350,300	439,300
	25	224,700	238,600	325,700	351,800	440,600
	26	225,700	240,600	327,900	353,600	441,800
	27	226,800	242,500	330,000	355,300	442,800
	28	228,000	244,400	332,000	357,000	443,900
	29	229,500	246,100	334,000	358,600	445,100
	30	231,000	248,500	335,400	360,200	445,900
	31	232,500	250,900	336,800	361,800	446,700
	32	234,000	253,300	338,400	363,300	447,600
	33	235,300	255,700	339,900	364,600	448,500
	34	236,900	258,100	341,900	366,100	449,000
35	238,600	260,400	344,000	367,600	449,500	

36	240,000	262,600	345,800	369,300	450,000
37	241,400	264,800	347,600	371,000	450,500
38	242,800	267,000	349,300	372,500	451,000
39	244,200	269,400	351,000	373,800	451,500
40	245,600	271,500	352,600	375,200	452,000
41	247,000	273,700	354,100	376,300	452,500
42	248,400	276,000	355,800	377,700	453,000
43	249,800	278,200	357,400	379,100	453,500
44	251,200	280,300	359,000	380,600	454,000
45	252,700	282,300	360,700	382,000	454,500
46	254,100	284,500	362,400	383,600	455,000
47	255,400	286,600	363,700	385,100	455,500
48	256,700	288,500	365,100	386,600	456,000
49	257,700	290,500	366,300	387,900	456,500
50	259,100	292,200	367,800	389,400	
51	260,400	294,000	369,400	390,800	
52	261,700	295,700	370,900	392,100	
53	262,600	296,900	372,300	393,300	
54	264,100	298,900	373,800	394,600	
55	265,300	300,800	375,300	395,700	
56	266,600	302,800	376,700	396,800	
57	267,400	304,700	378,100	398,000	
58	268,600	306,800	379,500	399,200	
59	269,800	309,000	380,800	400,400	
60	270,900	311,200	382,100	401,600	
61	271,700	313,300	383,000	402,700	
62	272,400	315,600	384,200	403,700	
63	273,200	317,800	385,300	405,000	
64	274,000	319,900	386,400	406,200	
65	274,800	322,000	387,200	407,400	
66	276,100	323,500	388,300	408,500	
67	277,200	325,000	389,300	409,600	
68	278,300	326,500	390,300	410,700	
69	279,700	328,200	391,400	411,700	
70	281,100	330,200	392,400	412,900	
71	282,300	332,200	393,500	414,100	
72	283,500	334,100	394,600	415,300	
73	284,300	335,900	395,600	415,900	
74	285,300	337,900	396,700	416,700	
75	286,300	339,800	397,800	417,400	
76	287,300	341,700	398,800	417,900	

77	288,200	343,400	399,700	418,200
78	289,300	345,200	400,600	418,600
79	290,400	346,900	401,600	419,000
80	291,200	348,600	402,600	419,400
81	292,000	350,400	403,400	419,700
82	292,900	352,100	404,200	420,100
83	293,700	353,500	404,900	420,500
84	294,400	355,100	405,700	420,800
85	295,300	356,300	406,400	421,100
86	296,200	357,900	407,200	421,500
87	296,900	359,400	407,900	421,900
88	297,700	360,900	408,600	422,200
89	298,600	362,200	409,200	422,500
90	299,500	363,500	409,900	422,800
91	300,400	364,800	410,400	423,100
92	301,100	366,200	411,100	423,300
93	301,400	367,600	411,500	423,500
94	302,200	368,900	411,900	423,800
95	302,900	370,100	412,200	424,100
96	303,600	371,200	412,500	424,300
97	304,300	372,200	412,700	424,500
98	305,100	373,200	413,000	424,800
99	305,900	374,200	413,300	425,100
100	306,700	375,100	413,500	425,300
101	307,400	375,900	413,700	425,500
102	307,800	376,900	414,000	
103	308,200	377,800	414,300	
104	308,600	378,700	414,500	
105	308,800	379,500	414,700	
106	309,100	380,400	415,000	
107	309,400	381,300	415,300	
108	309,700	382,200	415,500	
109	309,900	383,000	415,700	
110	310,100	384,000		
111	310,400	384,900		
112	310,700	385,800		
113	310,900	386,400		
114	311,100	387,300		
115	311,300	388,200		
116	311,600	389,100		

117	311,900	389,900
118	312,100	390,600
119	312,400	391,400
120	312,700	392,200
121	312,900	392,800
122	313,100	393,600
123	313,300	394,300
124	313,600	395,000
125	313,900	395,600
126	314,100	396,300
127	314,300	396,800
128	314,600	397,400
129	314,800	398,100
130	315,000	398,700
131	315,300	399,200
132	315,600	399,700
133	315,800	400,000
134	316,000	400,300
135	316,300	400,600
136	316,600	400,900
137	316,800	401,200
138	317,000	401,500
139	317,300	401,800
140	317,600	402,100
141	317,800	402,400
142	318,000	402,700
143	318,300	403,000
144	318,600	403,300
145	318,800	403,500
146	319,000	403,800
147	319,300	404,100
148	319,600	404,300
149	319,800	404,500
150	320,000	404,800
151	320,300	405,100
152	320,600	405,300
153	320,800	405,500
154	321,000	405,800
155	321,300	406,100
156	321,600	406,300
157	321,800	406,500

	158	322,000	406,800			
	159	322,300	407,100			
	160	322,600	407,300			
	161	322,800	407,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 228,500	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400	

36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	

	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、健康福祉局に勤務する医師に適用する。

別表第5

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400	

36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		

77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		

117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		

	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

改正後				改正前					
別表第8				別表第8					
区分	種類		支給額		区分	支給額			
行政	(略)		(略)		行政	(略)			
職給 料表 適用 者	保健	児童相談所に係る	(略)		職給 料表 適用 者	保健	児童相談所の業務	(略)	
	福祉	業務	(略)			福祉	に係る研修	(略)	
	手当	(略)	(略)	(略)		手当	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)			
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)			

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(期末手当)		(期末手当)	
第28条 (略)		第28条 (略)	
2	期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の68.75</u> 」とする。	3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」と、「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～6 (略)		4～6 (略)	
(勤勉手当)		(勤勉手当)	
第28条の4 (略)		第28条の4 (略)	
2	(各号列記以外の部分略)	2	(各号列記以外の部分略)
(1)	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した	(1)	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した

<p>額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
附則別表第3 行政職経過措置給料表		附則別表第3 行政職経過措置給料表	
号給	給料月額	号給	給料月額
19号給	<u>446,600円</u>	19号給	<u>445,200円</u>
20号給	<u>448,300円</u>	20号給	<u>446,900円</u>
21号給	<u>450,100円</u>	21号給	<u>448,700円</u>
22号給	<u>451,600円</u>	22号給	<u>450,200円</u>
23号給	<u>453,000円</u>	23号給	<u>451,600円</u>
24号給	<u>454,500円</u>	24号給	<u>453,100円</u>
25号給	<u>455,900円</u>	25号給	<u>454,500円</u>
26号給	<u>457,200円</u>	26号給	<u>455,800円</u>
27号給	<u>458,500円</u>	27号給	<u>457,100円</u>
28号給	<u>459,700円</u>	28号給	<u>458,300円</u>
29号給	<u>460,700円</u>	29号給	<u>459,300円</u>
30号給	<u>461,400円</u>	30号給	<u>460,000円</u>
31号給	<u>462,200円</u>	31号給	<u>460,800円</u>
32号給	<u>462,900円</u>	32号給	<u>461,500円</u>
33号給	<u>463,600円</u>	33号給	<u>462,200円</u>
34号給	<u>464,400円</u>	34号給	<u>463,000円</u>
35号給	<u>465,100円</u>	35号給	<u>463,700円</u>
36号給	<u>465,700円</u>	36号給	<u>464,300円</u>
37号給	<u>466,200円</u>	37号給	<u>464,800円</u>
38号給	<u>466,800円</u>	38号給	<u>465,400円</u>
39号給	<u>467,400円</u>	39号給	<u>466,000円</u>

40号給	<u>468,000円</u>	40号給	<u>466,600円</u>
41号給	<u>468,500円</u>	41号給	<u>467,100円</u>
42号給	<u>469,000円</u>	42号給	<u>467,600円</u>
43号給	<u>469,400円</u>	43号給	<u>468,000円</u>
44号給	<u>469,700円</u>	44号給	<u>468,300円</u>
45号給	<u>470,000円</u>	45号給	<u>468,600円</u>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条、第22条及び別表第8の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（次項において「改正後の令和3年改正条例」という。）の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第9条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年9月1日から、第1条の規定（給与条例第22条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年10月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例及び改正後の令和3年改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（第3条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4項、第7項及び第8項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（改正後の令和3年改正条例附則第4項、第7項及び第8項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(期末手当) 第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「100分の127.5」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「100分の127.5」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
--	--

6 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「100分の127.5」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「100分の127.5」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行うとともに、児童相談所に勤務する管理職への特殊勤務手当等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例

船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10)（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの)であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10)（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上</u></p>

<p>く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</p>	<p>にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p>	<p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 (各号列記以外の部分略) (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。) (14)及び(15) (略)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 (各号列記以外の部分略) (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備 (14)及び(15) (略)</p>

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注
	不燃以外		据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料以外		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上・800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の船橋市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条、<u>第20条の3</u>及び<u>第20条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条及び<u>第20条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を

第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を

る額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第14条若しくは第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次

控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等と

項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第14条若しくは第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (各号列記以外の部分略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資

なった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (各号列記以外の部分略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条

第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の

第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の

対象とされるものの数を乗じて得た額
(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)

2 (略)

3 (各号列記以外の部分略)

(1) 第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

4 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出

対象とされるものの数を乗じて得た額
(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)

2 (略)

3 (各号列記以外の部分略)

(1) 第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

4 (略)

産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対し

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第28条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料の減額について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 第一種自転車等駐車場		別表第1 第一種自転車等駐車場	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
船橋市津田沼駅第 四自転車等駐車場	(略)	船橋市津田沼駅第 四自転車等駐車場	(略)
船橋市津田沼駅第 六自転車等駐車場	船橋市前原西2丁目 244番122		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

理 由

新たに自転車等駐車場を設置するについて、その名称及び位置を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

訴えの提起について

車両の撤去と倉庫の明渡し請求に関する訴え及び費用の請求に関する訴えを次のとおり提起する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 被告となるべき者

福島県いわき市在住 A

2 請求の要旨

- (1) 被告は、船橋市に対し、車両目録記載の車両を撤去して物件目録記載の倉庫を明け渡せ。
- (2) 被告は、船橋市に対し、金63,690円及びこれに対する令和5年7月3日から支払の日まで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

車両目録

車両番号 B

種別 軽自動車

用途 乗用

自家用、事業用の別 自家用

車名 スズキ [131]

型式 DBA-MH23S

車台番号 C

原動機の型式 K 6 A

使用の本拠の位置 D

所有者の氏名 A

物件目録（倉庫）

所在 船橋市夏見台6丁目1057番1

種類 倉庫

構造 鉄骨造

床面積 64.8㎡

3 事件に関する取扱い

- (1) 必要がある場合は、弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 勝訴判決の場合は、財産の差押え及び明渡しの強制執行をする。

理 由

訴えの提起をするについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第11号

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市民ギャラリー
船橋市茶華道センター
- 2 指定管理者 船橋市本町4丁目41番19号
公益財団法人船橋市公園協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第12号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
30-105	旭町6丁目 765-2	旭町6丁目 730-4	5.50 8.50	117.12	
30-106	旭町6丁目 765-3	旭町6丁目 765-3	5.50 8.50	28.92	
30P003	旭町1丁目 560-3	旭町1丁目 560-3	2.07 2.63	42.09	
合 計				188.13	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
27-001	藤原 8 丁目 533-1	藤原 8 丁目 516-4	1.13 4.36	222.54	変更前
27-001	藤原 8 丁目 533-1	藤原 8 丁目 529-1	2.65 4.36	120.53	変更後
				△ 102.01	
65-081	二和東 4 丁目 383-12	二和東 4 丁目 383-8	6.00 8.51	55.88	変更前
65-081	二和東 4 丁目 383-12	二和東 4 丁目 383-29	6.00 8.51	139.41	変更後
				83.53	
合 計				△ 18.48	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

訴えの提起について

診療報酬返還金の支払請求に関する訴えを次のとおり提起する。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 被告となるべき者

F 在住

尾内 雅美

2 請求の要旨

- (1) 被告は、船橋市に対し、金4,341,227円及びこれに対する令和5年6月1日から支払の日まで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い

- (1) 必要がある場合は、弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 債務名義を取得した場合で市長が必要であると認めるときは、財産の差押えの強制執行をする。

理 由

訴えの提起をするについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がある。

諮問第1号

審査請求について

次のとおり、船橋駅南口地下駐車場の自転車に係る定期駐車使用不許可処分について審査請求がなされたので、これを棄却したいから、議会の意見を問う。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松戸 徹

1 審査請求人

船橋市在住 E

2 審査請求年月日

令和5年2月22日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

市長が令和5年2月16日付けで審査請求人に対して行った船橋駅南口地下駐車場の自転車に係る定期駐車使用不許可処分に対し、取消しを求めるもの。

(2) 理由

審査請求人は自転車の定期利用のため、令和5年1月21日付けで、本件駐車場の令和5年度の1次募集に係る下段利用の申請を行ったが、抽選の結果、落選となった。審査請求人は、本件駐車場下段に係る定期利用について、令和3年度から令和5年度にかけて、連続して、使用を不許可とする旨の決定を受けた。一般的に3年連続不許可となることは考えづらく、審査基準に基づいた適正な抽選が行われているのか、取扱い内規等に疑義や不正は無いのか。また、行政サービスや市職員としての業務改善の面から、2年、3年と連続して抽選漏れした場合の配慮や、そもそもそうした事態が発生しないように取り扱うという視点がないのか等について、不服がある。

理 由

審査請求の裁決について、地方自治法第244条の4第2項の規定により議会に諮問する必要がある。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員鈴木 登は、令和6年3月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山口 美恵子は、令和6年3月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和5年11月17日提出

船橋市長 松 戸 徹